

高額介護（介護予防）サービス費の概要について

月々の介護サービス費の自己負担額が世帯合計（個人）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給し、自己負担を軽減する制度。

| 所得段階 | 所得区分 | 上限額 |
|------|--|---|
| 第1段階 | ①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 | ①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円 |
| 第2段階 | ○市町村民税世帯非課税で〔公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額〕が80万円以下である場合 | 世帯24,600円 個人15,000円 |
| 第3段階 | ○市町村民税世帯非課税 ○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 | 世帯24,600円 |
| 第4段階 | ①市町村民税課税世帯～課税所得約380万円（年収約770万円）未満 ②課税所得約380万円（年収約770万円）以上～同約690万円（同約1,160万円）未満 ③課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上 | ①世帯44,400円 ②世帯93,000円 ③世帯140,100円 |

●個人の高額介護（介護予防）サービス費の支給

$$\text{(利用者負担世帯合算額 - 世帯の上限額)} \times \frac{\text{個人の利用者負担合算額}}{\text{利用者負担世帯合算額}}$$

⇒ 高額介護サービス費の支給：保険給付の1割（または2割・3割）負担分の合計額が上限額を超えた場合、申請により超過分が払い戻される。